

多文化共生を推進するボランティア育成事業業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領

県内の外国人住民が増加する中、日本人にも外国人にも暮らしやすい地域づくりを進めるため身近な外国人を支援する人材を育成する必要があることから、多文化共生を推進するボランティアの育成に関する研修を委託により実施する。

については、委託先を決定する企画提案競技を行うので、参加者を募集する。

1 募集内容

(1) 委託業務名

多文化共生を推進するボランティア育成事業業務委託

(2) 委託業務内容

別添「多文化共生を推進するボランティア育成事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託業務期間

契約日から令和7年2月28日（金）まで

(4) 委託上限額

3,880,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

※本業務の契約締結に係る上限額（税込み）であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

2 参加資格の要件

企画提案競技に参加することができる者は、次に掲げる事項全てに該当する法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により埼玉県における一般競争入札の参加を制限されていないこと
- (2) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく入札参加停止等の措置を受けていないこと
- (3) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと
- (4) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年7月19日付埼玉県告示第747号）に基づき、物品等の業種「催物、映画、広告、その他業務」の営業品目「催物等」（大分類）に登録された者であること
- (5) 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく指名除外措置を受けていないこと
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと
- (7) 法人税、法人県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納していないこと
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行っていないこと

3 企画提案競技に関する事項

(1) スケジュール (予定)

質問受付締切	5月 7日 (火) 17時まで
質問回答	5月 9日 (木) まで
企画提案書受付期間	5月17日 (金) 17時まで
プレゼンテーション審査	5月24日 (金)
審査結果通知	5月31日 (金) まで

(2) 企画提案書等の提出

企画提案に当たっては、以下のアからコの書類を提出すること。

ア 多文化共生を推進するボランティア育成事業業務委託企画提案応募申込書 (様式1)

イ 企画提案書

企画提案書及び添付する資料は別紙「多文化共生を推進するボランティア育成事業業務委託仕様書」に基づいて、A4版・横向き・横書きのPDF形式で作成すること。以下(ア)・(イ)について記載し、作成に当たっては、極力フォントを大きくし、文字数を少なくすること。

なお、提案では、「①仕様書の内容を具現化したもの」、「②仕様書に独自で上乘せするもの」、「③仕様書と異なる提案を行うもの」の別が明確に判別できるようにすること。

(ア) 基本方針

本業務を実施する上での基本方針及び提案者の強み、特に重要と考えるポイント等を記載すること。

(イ) 業務概要

仕様書の「4 委託業務の内容」についてもれなく記載するとともに、特に以下のaからeの点に留意し、具体的に提案すること。また、仕様書に記載されていない新たな取組の追加提案も可能とする。

a カリキュラム、講師等

- ・ 仕様書「4 (2) (ア) 研修内容」について、研修で身に付けること、具体的な講義内容の案、理解を深めるための工夫をまとめ提案すること。
- ・ オンライン研修で研修効果を確保するための工夫を提案すること。
- ・ 仕様書の「4 (2) (イ) 講師」のとおりカリキュラムに適した講師の候補をそれぞれ2人以上提案すること。

b 研修の実施方法

- ・ 研修は会場開催を3回、オンライン開催を1回実施すること。
- ・ 研修参加者の参加費用は無料とすること。
- ・ 会場研修の開催地域及び時期等は以下のとおりとし、各回会場費として50,000円を計上すること (変更の可能性があることを留意すること。設備費は含まない)。

第1回：令和6年8月～9月	越谷市
第2回：令和6年10月～11月	さいたま市
第3回：令和6年12月～令和7年1月	川崎市
- ・ オンライン研修を円滑に実施するためのライセンス及び回線等の確保を行うこととして、その費用を計上すること。
- ・ オンライン研修の効果的な実施方法を提案すること。なお、オンライン研修における講師及び研修参加者へのサポートは受託者が行うものとする。

- ・ アンケート回収率の向上を図るため、具体的な取組を提案すること。回収率向上のためのノベルティを作成する場合、作成数量は400とする。

c 広報

- ・ 第1回のチラシは7月1日（月）までに納品できるようスケジュールを検討すること。
- ・ 仕様書「4（2）（カ）広報」に記載の内容のほか、研修参加者の確保及び受講率の向上を図るための取組を具体的に提案すること。
- ・ ボランティア活動は未経験だが身近な外国人支援に関心がある層の研修参加を促すため、気軽に参加できるよう工夫すること。

d 業務運営体制

- ・ 研修を実施するにあたり、支障がないように必要な人員を配置し、以下の(a)から(d)の点に留意し具体的に提案すること。なお、再委託を予定している場合、その予定事業者についても運営体制を記載すること。
 - (a) 本業務の運営管理体制、運営管理責任者の役割等
 - (b) 県及び連携団体との連絡体制及び連絡手段
 - (c) 個人情報の管理、法令順守の体制
 - (d) 事故があった場合等の危機管理対応等

e ボランティア認定

- ・ 研修参加者のボランティア認定にあたり、仕様書「4（3）（イ）ボランティア認定について」のとおりデジタル認定証を研修参加者にメールで送付すること。
- ・ 仕様書「4（3）（イ）ボランティア認定について」のとおり研修参加者に配布するため、ボランティア活動に役立つノベルティを具体的に提案すること。なお、オンライン参加者へのノベルティについてオンラインによる配布が可能なものとしてもよい。
- ・ ボランティア認定を受けた研修参加者にボランティア登録システムへの登録を促すための取組を提案すること。

ウ 業務実施体制調書（様式2）

「3（2）イ（イ）d 業務運営体制」に掲げる内容と整合性をとること。また、総括責任者、副総括責任者、業務担当者、受付・事務担当者を明記すること。

エ 委託料見積書（様式任意）

- ・ 「1（4）委託上限額」に掲げる額の範囲内で作成すること。
- ・ 経費の内訳表を作成すること。経費の内訳表の作成に当たっては、研修費及びその他事業費に区分の上、人件費、社会保険料、交通費、報償費、消耗品費、通信費、使用料・賃借料等に区分し、全て単価を計上する。
- ・ 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とする。
- ・ 見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を消費税及び地方消費税として加算して記載すること。
- ・ 受託者が再委託する場合は、再委託先、再委託内容、金額（総額及び積算）を明記すること。なお、再委託先の金額が受託者の金額を上回らないこと。

オ 会社概要等

法人・団体の概要が分かるもの（設立趣旨、事業内容のパンフレット等）

カ 本事業に類する業務の受託実績

令和4年度以降における、研修事業等その他これに類する事業の受託実績（事業主体は不問、民間事業も含む。団体名、成約年度、件名、事業の概要、契約金額等が記載されていること。）

キ 会社定款等

定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書（提案日前3か月以内に発行されたもの）又はこれに準ずる書類

ク 決算関係書類

過去1年分の貸借対照表及び資金収支計算書又はこれに準ずる書類

ケ 納税証明書

法人税、法人県民税（県内に事業所がある場合）、法人事業税（県内に事業所がある場合）、地方法人特別税（県内に事業所がある場合）、並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

コ 参加資格の要件を満たす旨の誓約書（様式3）

加えて、提案者は県の要請があった場合、「2 参加資格の要件」に該当することを証明する資料（契約書の写し、提案者書式による証明書等）を追加提出すること。

(3) 企画提案書等の提出方法等

ア 提出方法

提出書類は、電子メールで提出する。ただし、「3（2）キからケ」に定める書類については郵送（受付期間内必着）で提出することも可能とする。

(ア) 提出先

埼玉県県民生活部国際課 多文化共生担当

メール a2705-11@pref.saitama.lg.jp

件名は「【団体名】企画提案書の提出」とし、提出時に必ず電話による到達確認を行うこと。

(イ) 受付期間

令和6年5月17日（金）17時まで

イ その他

(ア) 企画提案書等の提出については、1提案者につき1提案に限る。複数の提案はできない。

(イ) 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。

(ウ) 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）に基づき公文書開示請求がなされた場合は、この限りではない。

(エ) 企画提案書等の作成に係る経費は、提案者の負担とする。

(オ) 本企画提案は事業者の選定を目的としており、契約に当たっては提案書の内容に拘束されない。

(4) 質問事項の受付・回答

募集の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

令和6年5月7日（火）まで

イ 受付方法

「多文化共生を推進するボランティア育成事業業務委託企画提案募集の内容等に関する質問書」（様式4）に記入の上、電子メールで提出すること。また、提出した場合は、必ず電話による到達確認を行うこと。

ウ 提出先

メール a2705-11@pref.saitama.lg.jp

エ 回答方法

質問を行った団体名を伏せた上で、令和6年5月9日（木）までに、本実施要領を掲載したホームページに回答を掲載する。

URL : <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0306/kikakuteian.html>

なお、メール以外による質問には応じない。

4 審査に関する事項

(1) 審査方法

県は、多文化共生を推進するボランティア育成事業委託業者審査委員会（以下、「委員会」という。）により、提出された企画提案書及びその他提出書類に基づき、事業の企画能力などを総合的に審査し、総合点が最も高かった提案者を委託契約先候補者に決定する。

(2) プレゼンテーション審査

企画提案の内容について、プレゼンテーションにより審査を行う。

ア 開催日

令和6年5月24日（金）（予定）

詳細については、後日、企画提案書等を提出した者に対し、文書等で連絡する。

イ 企画提案の所要時間

プレゼンテーション 20分間

審査委員からの質疑 20分間

ウ 注意事項

(ア) プレゼンテーションは、既提出の企画提案書等により行う。

(イ) 提出書類に虚偽の記載や不備がある場合は、審査対象とならず失格とする。

(ウ) 企画提案者は、他の提案者の企画提案を傍聴することはできない。

(3) 審査結果の通知

審査結果は選定後、令和6年5月31日（金）までに提案者全員に対して通知する。

5 その他

この公募型プロポーザルに係る一連の手続き及び契約等に関する手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

6 契約の締結について

県は、委託契約先候補者と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は委託契約先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

委託契約先候補者と協議が調わない場合は、総合点が2番目に高かったものと改めて協議を行う。

なお、委託契約は埼玉県財務規則等関係法令に基づき締結する。

この契約は、立会人型電子契約の電子契約による締結を予定している。電子契約を行う場合は、契約書は紙ではなく電子データで作成し、押印に代わる電子署名とタイムスタンプが施される。契約の締結は、電子契約事業者のクラウドを利用するため、電子メールが必要となる。立会人型電子契約の利用に係る費用負担は生じない。なお、電子契約の利用について承諾がない場合は、従来どおり紙の契約書により契約を締結する。